

根絶条例 効果検証の時

代償

飲酒運転の果てに

■13

「県民だけでなく、従業員を抱える事業所や各種団体など、県内すべての人々に飲酒運転根絶への責務を課したという点、飲酒運転をなくすための出発点としてはよくできていた。刑事罰とは別の方向から県民の意識改革を進めて

琉球大学法科大学院教授

北河隆之弁護士に聞く



ことば

県飲酒運転根絶条例 県民一体で飲酒運転根絶を目指そうと、2009年10月1日施行。家庭や地域、職場で根絶に向けた取り組み、事業者は従業員に対し教育指導を行うなどといった努力規定を明記。全県的な運動指針をまとめたほか、根絶運動の日を毎月1日と定めた。

いこうとする試みで、大変意義がある条例だと思ふ」
「だが、飲酒運転に絡む人身事故と死亡事故の占める割合が、全国ワーストを脱するには至っていない。2004年から琉球大学法科大学院に勤務しているが、沖縄は他県に比べると公共交通機関の鉄道

うべきことであり、県全体で危機感を持つべきだ」
「福岡は飲酒運転撲滅条例で全国初の罰則を設けた。福岡県では違反者にアルコール依存症の診断義務を課すなど、沖縄の条例よりも各項目がかなり細かく、厳しい内容だ。罰則を設けて強制力を持たせることは本来、好ましくないが、罰則がなければ順守を期待できないという背景があるのだろうか」

「刑法、道路交通法の罰則

「根絶に向け、今後求められることは。」「沖縄の条例は違反しても罰則がない『訓示規定』で、県民の良心に期待するところが大きい。県条例だけで思うような成果が上がらないとすれば、福岡の条例並みの内容に改正する必要があるかもしれない。私がこれまで相談を受けてきた飲酒運転の事例を振り返ると、違反者の中には規範意識が低い者もいた」

「根絶の基礎は条例が訴える通り、飲酒運転に対する意識改革だ。県条例が施行されたことによって、県民の意識は一定変わったはず。しかし、現状で十分だと言えるだろうか。啓発活動を強化していくことはこれからも必要だと考

「県条例が施行されてから5年たった今こそ、これまでの根絶に向けた実践の中間や、その効果などについて検証し、総括する時期にきているのではないだろうか」

聞き手 社会部・又吉俊充

お問い合わせ

ご意見や情報をお待ちしています。ファクスは098(860)34803。メールはkonze@okinawatimes.co.jp